

【別 添】

県土第 03-44号
令和2年5月19日

各発注機関の長 様

三重県県土整備部理事
(三重県公共事業総合推進本部副本部長)

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態措置を実施すべき区域の変更に伴う
工事及び業務の対応について (送付)

令和2年5月14日に、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言について、緊急事態措置を実施すべき区域(以下「対象地域」という。)が変更され、本県が対象地域外となったことから、工事及び測量・調査・設計等の業務(以下「工事等」という。)について、下記により、適切な対応を行っていただきますようお願いいたします。

なお、今後新たに契約する工事等についても同様の対応をお願いします。

「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態措置の対象が全国に拡大されたことに伴う工事及び業務の対応について(送付)」(令和2年4月22日付け県土第03-25号)については廃止します。

新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針(令和2年3月28日(令和2年5月14日変更)、以下「対処方針」という。)において、公共工事は社会の安定の維持の観点から、緊急事態措置の期間中にも、継続を求められる事業として位置付けられています。

また、新型コロナウイルス感染症の拡大防止については、令和2年5月4日の緊急事態宣言の延長に伴い、対処方針において、「事業者及び関係団体は、今後の持続的な対策を見据え、5月4日の専門家会議の提言を参考に、業種や施設の種別ごとにガイドラインを作成するなど、自主的な感染防止のための取組を進めること」とされたところです。

今般、対処方針の改訂を踏まえ、国土交通省が建設現場の「三つの密」の回避等に向けて建設企業で実践されている取組事例を拡充させた他、オフィス等における対策や通勤時の対策、感染者が発生した場合の対応等を盛り込んだ「建設業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン(令和2年5月14日版)」をとりまとめ、別添のとおり建設業者団体宛てに送付しておりますので、参考にお知らせします。

なお、県内各市町には当方より送付していることを申し添えます。

記

1. 施工中の工事等における新型コロナウイルス感染症に係る一時中止措置等の対応について(一部更新)

本県が対象地域外となったことから、施工中の工事等における新型コロナウイルス感染症に係る一時中止措置等の対応を変更します。

新型コロナウイルス感染症の罹患や学校の臨時休業等の感染拡大防止措置に伴い技術者等が確保できない場合、また、これらにより資機材等が調達できないなどの事情で現場の施工を継続することが困難となった場合の他、受注者から一時中止や工期又は履行期間の延長（以下「一時中止等」という。）の申出があった場合においては、一時中止等を希望する期間のほか、受注者の新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた取組状況、地方公共団体からの活動自粛要請等の事情を個別に確認した上で、必要があると認められるときは、特段の事情がない限り、受注者の責によらない事由によるものとして、工期の見直し及びこれに伴い必要となる請負代金額の変更、一時中止の対応等、適切な措置を行うようお願いいたします。

これらを含めた今後の工事等の対応については、引き続き、受発注者による協議を行い、適切な対応をお願いいたします。特に、工事等の関係者が対象地域から作業等に従事している場合は、十分協議を行い適切な対応をお願いいたします。

なお、新型コロナウイルス感染症拡大防止を徹底するためにも、新型コロナウイルス感染症の感染者及び濃厚接触者（以下「感染者等」という。）が工事等で発生した場合は、当該工事等のみならず、当該受注者が本県と契約中の全ての工事等について、一時中止の措置を検討する対象とします。

また、工事等の一時中止等を行うこととなった場合は、資料1の「新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策の状況に関する情報提供について」（令和2年3月6日付け県土第03-211号）により、建設業課まで情報提供をお願いいたします。

2. 施工中の工事等における新型コロナウイルス感染症の拡大防止措置等について（一部更新）

施工中の工事等における新型コロナウイルス感染症の拡大防止措置等については、以下を踏まえ、受注者に対しては、資料2の工事打合せ簿又は委託業務打合せ簿（資料2__打ち合わせ簿ファイル参照）により、指示などをしていただき周知徹底を図るようお願いいたします。今後発注する工事等については、資料3の特記仕様書（令和2年5月13日付け県土第28-19号）を作成しましたので適切な取扱いをお願いいたします。

なお、令和2年4月22日付け県土第03-25号の通知に基づき、既に受注者へ指示済の場合は改めて通知は不要とします。

また、工事等における「三つの密」の回避等に向けた取組などの感染症の拡大防止対策については、資料4のチェックリスト（令和2年4月28日付け事務連絡）を参考に受発注者で協議していただき、施工・業務計画書に反映させて、確実に実施されるようお願いいたします。

- (1) 公共工事の円滑な施工確保を図る観点からも、施工中の工事等の現場のみならず関係する受発注者の会社・事務所等においても、現場状況などを勘案しつつ、アルコール消毒液の設置や不特定の者が触れる箇所での定期的な消毒、手洗い・うがいなど、感染予防の対応を徹底するとともに、受注者を通じてすべての作業従事者等の健康管理に留意するようお願いいたします。
- (2) 新型コロナウイルス感染症については、特に、①密閉空間、②密集場所、③密接場面という3つの条件（以下「三つの密」という。）が同時に重なる場では、感

染を拡大するリスクが高いと考えられています。また、これ以外の場であっても、人混みや近距離での会話、特に大きな声を出すこと等にはリスクが存在すると考えられています。

建設工事の現場等では、多人数での作業や打合せをはじめ、三つの密が生じかねない場面も想定されることから、元請事業者をはじめ、下請事業者や技能者等、施工に携わるそれぞれの立場において、極力、三つの密を回避する対策やその影響を最大限軽減するための行動がなされることが重要です。

特に、建設現場等における朝礼・点呼や現場事務所等における各種の打合せ、更衣室等における着替えや詰め所等での食事・休憩など、現場で多人数が集まる場面や密室・密閉空間における作業などにおいては、他の作業員と一定の距離を保つことや作業場所の換気の励行など、三つの密の回避や影響を緩和するための対策に万全を期す必要があります。（資料5の建設現場「三つの密」の回避等に向けた取組事例（一部更新）を参考としてください。）

これらを踏まえ、施工に伴う三つの密の発生が極力回避されるとともに、やむを得ず必要な場合においてもその影響緩和のための対策が徹底されるよう適切な対応をお願いします。

- (3) 工事等の関係者が特に重点的に感染拡大の防止に向けた取組を進めていく必要がある都道府県（特定警戒都道府県）から作業等に従事している場合は、受発注者で協議を行い、感染拡大防止のための適切な対応をお願いします。
- (4) 受注者が、追加で費用を要する感染拡大防止対策を実施する場合には、受発注者間で設計変更の協議を行ってください。その上で、個別の現場に係る感染拡大防止のために必要と認められる対策については、受注者による施工計画書又は業務計画書への反映と確実な履行を前提として、設計変更を行い、請負代金額又は業務委託料の変更や工期又は履行期間の延長を行ってください。

設計変更の対象とする感染拡大防止対策に係る費用（例）

< 共通仮設費 >

- 労働者宿舎における密集を避けるための、近隣宿泊施設の宿泊費・交通費
 - 現場事務所や労働者宿舎等の拡張費用・借地料
- ※いずれも、その後の積算における現場管理費率や一般管理費等率による計算の対象外とする。

< 現場管理費 >

- 現場従事者のマスク、インカム、シールドヘルメット等の購入・リース費用
 - 現場に配備する消毒液、赤外線体温計等の購入・リース費用
 - 遠隔臨場やテレビ会議等のための機材・通信費
- ※いずれも、その後の積算における一般管理費等率による計算の対象外とする。

なお、ここに掲げる例のほかにも、感染拡大防止のために必要と認められる対策については、設計変更を行うことを妨げません。

- (5) 施工中の工事等について、感染者等があることが判明した場合は、資料6のフロー図に基づき、速やかに受注者から発注者に報告するなど、所要の連絡体制の構築を図っていただくとともに、都道府県等の保健所等の指導に従い、感染者等の自宅待機をはじめ、適切な措置が講じられるようお願いいたします。

3. 新型コロナウイルス感染症対策に伴う監理技術者等の取扱いについて

監理技術者等の取扱いについては、資料7の「新型コロナウイルス感染症対策による学校等の臨時休業に伴う監理技術者等の取扱いについて」（令和2年3月4日付け県土第03-209号）により取扱うこととします。

（主な内容）

- ・主任技術者又は監理技術者の「専任」の明確化について
- ・監理技術者等の途中交代について
- ・恒常的な雇用関係の取扱いについて

4. 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた工事等の入札等の手続きについて

- (1) 今後公告する全ての工事等について

工事等の競争入札参加資格条件や総合評価方式の評価項目として設定している工事（業務）実績、手持工事（業務）件数については、資料8の「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた工事及び業務の入札等の手続の対応について」（令和2年3月5日付け県土第26-34号）により取扱うこととします。

- (2) 総合評価方式におけるヒアリングの設定について

総合評価方式で発注する工事等においては、ヒアリングを設定しないこととします。（令和2年3月23日付け県土第03-229号による。）

5. 工事請負契約における中間前金払に係る認定の迅速かつ円滑な実施について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に伴う工事の一時中止措置等に伴い、建設企業の資金繰りに支障が生じることをないよう、受注者である建設企業の意向も踏まえ、資料9の「工事請負契約における中間前金払に係る認定の迅速かつ円滑な実施について」（令和2年3月19日付け県土第03-226号）より、できる限り速やかに前金払を行うなど、中間前金払の迅速かつ円滑な実施に努めるようお願いいたします。

6. 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた工事等に係る打合せ、検査等の対応について

- (1) 受注者（現場代理人、監理技術者等の関係者）との工事等に係る打合せ等の実施にあたっては、設備環境の整備状況等を踏まえ、可能な限り、電話やテレビ会議（WEB等）などを活用するなど感染拡大防止に向けて受発注者間で協議の上適切に対応してください。

(2) 受注者との工事等に係る検査の実施にあたっては、上記(1)と同様の対応とします。

なお、契約書の条項等*による検査時の受注者の立会いについては、受発注者間で協議の上、電話やテレビ会議（WEB等）などをもって行うことができるものとします。

※契約書の条項等：建設工事請負契約書の条項、設計業務等委託契約書の条項
維持業務委託契約書の条項等、三重県建設工事検査規則
三重県公共工事共通仕様書、三重県業務委託共通仕様書

(3) 検査時に監督員は、検査に出席した受発注者双方及び検査員の全員の氏名を確実に記録（様式自由）に残していただくようお願いします。

なお、現場で臨場した作業員等も含みます。

事務担当：

建設業課	入札制度班	059-224-2723
技術管理課	技術管理班	059-224-2918
公共事業運営課	総合評価班	059-224-2696

【別添報告様式を変更しました。
新様式にて報告をお願いします。】

【資料1】

県土第03-211号
令和2年3月6日

各発注機関の長 様

三重県県土整備部長
(三重県公共事業総合推進本部副本部長)

新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策の状況に関する情報提供について
(依頼)

このことについて、令和2年3月3日付け県土第28-114号「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた工事及び業務の一時中止措置等について（送付）」において、連絡させていただいたところです。

今後は、上記の通知を踏まえ、新型コロナウイルス感染症の関係で、工事等の一時中止若しくは工期延期等を行うこととなったものがありましたら、別添報告様式にて情報提供をしていただくようお願いいたします。

なお、県内各市町には当方より送付していることを申し添えます。

事務担当：建設業課 入札制度班
電 話：059-224-2723

【資料2・打ち合わせ簿記載内容】

① 工事打合簿の場合

発議者 発注者

発議事項 指示

(内容)

施工中の工事における新型コロナウイルス感染症の拡大防止措置等について

- ・ 工事の円滑な施工確保を図る観点から、施工中の工事の現場等のみならず関係する会社・事務所等も含め、現場状況などを勘案しつつ、アルコール消毒液の設置や不特定の者が触れる箇所の定期的な消毒、手洗い・うがいなど、感染予防の対応を徹底するとともに、すべての作業従事者等の健康管理に留意すること。
- ・ 新型コロナウイルス感染症については、特に、①密閉空間、②密集場所、③密接場面という3つの条件（以下「三つの密」という。）が同時に重なる場では、感染を拡大するリスクが高いことから、建設現場等における朝礼・点呼や現場事務所等における各種の打合せ、更衣室等における着替えや詰め所等での食事・休憩など、元請事業者をはじめ、下請事業者等の多人数が集まる場面や密室・密閉空間における作業などにおいては、他の作業従事者と一定の距離を保つことや作業場所の換気の励行など、三つの密の回避や影響を緩和するための対策に万全を期すこと。
- ・ 感染拡大防止対策を実施するために追加で費用を要する場合又は工期の延長が必要な場合は、設計変更の対象とするため、監督員と協議を行うこと。ただし、感染防止対策について施工計画書に記載した上で履行することを前提とします。
- ・ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、「工事の一時中止や工期の延長」が必要な場合には、監督員と協議を行うこと。
- ・ 作業従事者等が新型コロナウイルス感染症の感染者及び濃厚接触者（以下「感染者等」という。）があることが判明した場合には、速やかに監督員に報告すること。また、都道府県等の保健所等の指導に従い、感染者等の自宅待機などの適切な措置を図ること。

なお、感染者等があることが判明した場合は、当該工事のみならず、当該受注者が本県と契約中の全ての工事について、一時中止の措置を行う場合があります。

② 委託業務打合せ簿の場合

発議者 発注者

発議事項 指示

(内容)

履行中の業務における新型コロナウイルス感染症の拡大防止措置等について

- ・ 業務の円滑な履行確保を図る観点から、履行中の業務の現場等のみならず関係する会社・事務所等も含め、現場状況などを勘案しつつ、アルコール消毒液の設置や不特定の者が触れる箇所の定期的な消毒、手洗い・うがいなど、感染予防の対応を徹底するとともに、すべての作業従事者等の健康管理に留意すること。
- ・ 新型コロナウイルス感染症については、特に、①密閉空間、②密集場所、③密接場面という3つの条件（以下「三つの密」という。）が同時に重なる場合は、感染を拡大するリスクが高いことから、事務所等における各種の打合せ、更衣室等における着替えや食事・休憩など、多人数が集まる場面や密室・密閉空間における作業などにおいては、他の作業従事者と一定の距離を保つことや作業場所の換気の励行など、三つの密の回避や影響を緩和するための対策に万全を期すこと。
- ・ 感染拡大防止対策を実施するために追加で費用を要する場合又は履行期間の延長が必要な場合は、設計変更の対象とするため、監督員と協議を行うこと。ただし、感染防止対策について業務計画書に記載した上で履行することを前提とします。
- ・ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、「業務の一時中止や履行期間の延長」が必要な場合には、監督員と協議を行うこと。
- ・ 作業従事者等が新型コロナウイルス感染症の感染者及び濃厚接触者（以下「感染者等」という。）があることが判明した場合には、速やかに監督員に報告すること。また、都道府県等の保健所等の指導に従い、感染者等の自宅待機などの適切な措置を図ること。

なお、感染者等があることが判明した場合は、当該業務のみならず、当該受注者が本県と契約中の全ての業務について、一時中止の措置を行う場合があります。

県土第28-19号
令和2年5月13日

関係所長 様
関係課長 様

県土整備部理事
(三重県公共事業総合推進本部副本部長)

特記仕様書の一部改正について（通知）

このことについて、三重県の発注する公共工事等に使用する特記仕様書を下記のとおり一部改正し、令和2年5月15日以降起案にかかるものから適用することとしましたので通知します。

記

1 改正箇所

- 特記仕様書（工事）【別紙参照】
- 特記仕様書（設計）【別紙参照】
- 特記仕様書（測量）【別紙参照】
- 特記仕様書（地質・土質調査）【別紙参照】
- 特記仕様書（用地測量）【別紙参照】
- 特記仕様書（用地調査）【別紙参照】

2 その他

令和2年5月15日時点での最新版の特記仕様書は以下のとおりです。

特記仕様書（工事）	令和2年 5月
特記仕様書（設計）	令和2年 5月
特記仕様書（測量）	令和2年 5月
特記仕様書（地質・土質調査）	令和2年 5月
特記仕様書（用地測量）	令和2年 5月
特記仕様書（用地調査）	令和2年 5月

事務担当：県土整備部
技術管理課 技術管理班
松本・堀出
TEL:059-224-2918
FAX:059-224-3290

特記仕様書一部改正箇所

1. 特記仕様書（工事）

【適用条件】

- ・新型コロナウイルス感染症の拡大防止措置等について徹底を図るため適用条件に追記しました。

2. 特記仕様書（設計）

【コ その他】

- ・新型コロナウイルス感染症の拡大防止措置等について徹底を図るため適用条件に追記しました。

3. 特記仕様書（測量）

【キ その他】

- ・新型コロナウイルス感染症の拡大防止措置等について徹底を図るため適用条件に追記しました。

4. 特記仕様書（地質・土質調査）

【キ その他】

- ・新型コロナウイルス感染症の拡大防止措置等について徹底を図るため適用条件に追記しました。

5. 特記仕様書（用地測量）

【ク その他】

- ・新型コロナウイルス感染症の拡大防止措置等について徹底を図るため適用条件に追記しました。

6. 特記仕様書（用地調査）

【オ その他】

- ・新型コロナウイルス感染症の拡大防止措置等について徹底を図るため適用条件に追記しました。

工事における新型コロナウイルス感染症の拡大防止措置等に関する特記仕様書

本工事における新型コロナウイルス感染症の拡大防止措置等については、以下により徹底を図るものとする。

- (1) 工事の円滑な施工確保を図る観点から、本工事の現場等のみならず関係する会社・事務所等も含め、現場状況などを勘案しつつ、アルコール消毒液の設置や不特定の者が触れる箇所の定期的な消毒、手洗い・うがいなど、感染予防の対応を徹底するとともに、すべての作業従事者等の健康管理に留意すること。
- (2) 新型コロナウイルス感染症については、特に、①密閉空間、②密集場所、③密接場面という3つの条件（以下「三つの密」という。）が同時に重なる場では、感染を拡大するリスクが高いことから、建設現場等における朝礼・点呼や現場事務所等における各種の打合せ、更衣室等における着替えや詰め所等での食事・休憩など、元請事業者をはじめ、下請事業者等の多人数が集まる場面や密室・密閉空間における作業などにおいては、他の作業従事者と一定の距離を保つことや作業場所の換気の励行など、三つの密の回避や影響を緩和するための対策に万全を期すこと。
- (3) 工事等の関係者が「特定警戒都道府県」から作業等に従事する必要がある場合は、受発注者で協議を行い、感染拡大防止のための適切な対応をとること。
- (4) 感染拡大防止対策を実施するために追加で費用を要する場合は、設計変更の対象とするため、監督員と協議を行うこと。ただし、感染防止対策について施工計画書に記載した上で履行することを前提とする。

設計変更の対象とする感染拡大防止対策に係る費用（例）

< 共通仮設費 >

- 労働者宿舎における密集を避けるための、近隣宿泊施設の宿泊費・交通費
 - 現場事務所や労働者宿舎等の拡張費用・借地料
- ※いずれも、その後の積算における現場管理費率や一般管理費等率による計算の対象外とする。

<現場管理費>

- 現場従事者のマスク、インカム、シールドヘルメット等の購入・リース費用
 - 現場に配備する消毒液、赤外線体温計等の購入・リース費用
 - 遠隔臨場やテレビ会議等のための機材・通信費
- ※いずれも、その後の積算における一般管理費等率による計算の対象外とする。

なお、ここに掲げる例のほかにも、感染拡大防止のために必要と認められる対策については、設計変更を行うことを妨げない。

- (5) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、「工事の一時中止や工期の延長」が必要な場合には、監督員と協議を行うこと。
- (6) 作業従事者等が新型コロナウイルス感染症の感染者及び濃厚接触者（以下「感染者等」という。）であることが判明した場合は、速やかに監督員に報告すること。また、保健所等の指導に従い、感染者等の自宅待機などの適切な措置を講じること。
- なお、感染者等であることが判明した場合は、本工事のみならず、受注者が本県と契約中の全ての工事について、一時中止の措置を行う場合がある。

業務における新型コロナウイルス感染症の拡大防止措置等に関する特記仕様書

本業務における新型コロナウイルス感染症の拡大防止措置等については、以下により徹底を図るものとする。

- (1) 業務の円滑な履行確保を図る観点から、業務の現場等のみならず関係する会社・事務所等も含め、現場状況などを勘案しつつ、アルコール消毒液の設置や不特定の者が触れる箇所の定期的な消毒、手洗い・うがいなど、感染予防の対応を徹底するとともに、すべての作業従事者等の健康管理に留意すること。
- (2) 新型コロナウイルス感染症については、特に、①密閉空間、②密集場所、③密接場面という3つの条件（以下「三つの密」という。）が同時に重なる場では、感染を拡大するリスクが高いことから、事務所等における各種の打合せ、更衣室等における着替えや食事・休憩など、多人数が集まる場面や密室・密閉空間における作業などにおいては、他の作業従事者と一定の距離を保つことや作業場所の換気の励行など、三つの密の回避や影響を緩和するための対策に万全を期すこと。
- (3) 業務等の関係者が「特定警戒都道府県」から作業等に従事する必要がある場合は、受発注者で協議を行い、感染拡大防止のための適切な対応をとること。
- (4) 感染拡大防止対策を実施するために追加で費用を要する場合は、設計変更の対象とするため、監督員と協議を行うこと。ただし、感染防止対策について業務計画書に記載した上で履行することを前提とする。

設計変更の対象とする感染拡大防止対策に係る費用（例）

<直接経費等>

- 作業従事者のマスク等の購入費用
 - 事務所等に配備する消毒液、赤外線体温計等の購入・リース費用
 - 遠隔臨場やテレビ会議等のための機材・通信費
- ※いずれも、その後の積算における一般管理費等率等（全間接費）による計算の対象外とする。

なお、ここに掲げる例のほかにも、感染拡大防止のために必要と認められる対策については、設計変更を行うことを妨げない。

- (5) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、「業務の一時中止や履行期間の延長」が必要な場合には、監督員と協議を行うこと。
- (6) 作業従事者等が新型コロナウイルス感染症の感染者及び濃厚接触者（以下「感染者等」という。）であることが判明した場合は、速やかに監督員に報告すること。また、保健所等の指導に従い、感染者等の自宅待機などの適切な措置を講じること。

なお、感染者等であることが判明した場合は、本業務のみならず、受注者が本県と契約中の全ての業務について、一時中止の措置を行う場合がある。

事務連絡
令和2年4月28日

各発注機関の長様

三重県県土整備部理事
(三重県公共事業総合推進本部副本部長)

建設現場等における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するための
チェックリストの活用について(送付)

本県発注の工事及び測量・調査・設計等の業務の感染拡大防止対策の徹底については、「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態措置の対象が全国に拡大されたことに伴う工事及び業務の対応について」(令和2年4月22日付け県土第03-25号)により、適切な対応をお願いしているところです。

建設現場等における感染拡大防止対策の徹底は、発注者に対しても求められています。そこで、取組事例を示したチェックリストを作成しましたので、受注者との協議時に活用いただき、対策の徹底をよろしくお願いいたします。

なお、受注者が追加で費用を要する対策を実施する場合は、受発注間で設計変更の協議を行うこととなっていますので、疑義がある場合には技術管理課へ照会願います。また、県内各市町には当方より参考送付していることを申し添えます。

事務担当：

技術管理課	技術管理班	059-224-2918
建設業課	入札制度班	059-224-2723
公共事業運営課	公共事業運営班	059-224-2915

新型コロナウイルス感染拡大防止対策チェックリスト 【建設現場】

新型コロナウイルス感染拡大防止対策を徹底するため、このチェックリストを参考に、建設現場における「三つの密」の回避等に向けた取組を受発注者で協議していただき、施工計画書に反映させて、確実に実施されるようお願いいたします。

1 共通	対策の有無	
・ 消毒液の使用やうがい、石鹸による手洗い励行	有	無
・ 体温測定等による健康管理	有	無
・ 作業・打合せ時のマスク着用	有	無
2 朝礼・KY活動における取組	対策の有無	
・ 朝礼時の配列間隔の確保 (作業員間の一定距離の確保 (2 m程度))	有	無
・ 対人間隔が確保困難な場合等の朝礼の参加人数の縮小等 (参加者を職長のみとし、朝礼後にグループ別に伝達事項等を共有する等)	有	無
・ 伝達事項等に即した朝礼等の時間短縮や内容の効率化 (説明のポイントを絞った時間短縮、伝達事項が明確な資料の活用等)	有	無
・ 指差し呼称や肩もみ等の接触を伴う活動の省略 (指差し呼称する場合には十分な距離を確保する)	有	無
・ 朝礼時の体温測定等	有	無
・ テレビ通話ツール等の利用による現場・事務所間の遠隔開催	有	無
3 現場事務所等での作業・打合せに関する取組	対策の有無	
・ 事務作業時の対人間隔の確保や窓等の開放による換気	有	無
・ Web (TV) 会議やメール・電話による対面の打合せ等の削減	有	無
・ 対面で打合せ等を行う場合には十分な対面距離を確保 (対面距離を2.0m以上空ける、3人掛けの机を2人掛けで利用する 対面とならないよう座席を配置する など)	有	無
・ 時間差による打合せの分散化や、打合せ時間の短縮・人数の縮小	有	無
・ 現場事務所等のこまめな消毒の実施	有	無

新型コロナウイルス感染拡大防止対策チェックリスト 【建設現場】

4 食事・休憩時における取組	対策の有無	
・ 休憩室等の窓・ドア等の常時開放や定期的な換気の励行	有	無
・ 車中における食事・休憩の励行、休憩時間の分散化 (時間差による休憩室や更衣室等の利用、班別の休憩取得の励行など)	有	無
・ 更衣室や休憩室等での一定の対人距離の確保	有	無
・ 簡易なパーティション (アクリル板等) による密接の防止	有	無
・ 手洗い時のタオルの撤去 (ペーパータオルの利用等)	有	無
・ 屋外で対人距離を確保して休憩	有	無
5 現場作業や移動時の取組	対策の有無	
・ 作業員の配置のブロック分けによる密接した作業の回避	有	無
・ 密室・密閉空間での換気や送風機等の使用の励行 (室内作業や型枠組立、内装工事など)	有	無
・ 車両での移動時の同乗・相乗りを避け個別の移動を励行 (現場へ移動するための車両数を増やす等)	有	無
・ 現場と自宅の直行直帰の推奨	有	無
・ 重機や車両等の操作前の消毒等の徹底 (ハンドルや操作レバー等を消毒する、車両運転時にゴム手袋を着用する等)	有	無
・ 新規入場者への感染症防止対策の喚起	有	無
・ 県外からの入場者についての把握	有	無
・ 都道府県をまたいだ移動が生じる場合は、まん延防止の対策・健康管理を徹底	有	無
6 その他	対策の有無	
・ 会社内における事務についても、「2 現場事務所等での作業・打合せに関する取組」 「3 食事・休憩時における取組」などを実施	有	無
・ その他 ()	有	無

※受注者で自由にチェックリストを加工していただき、感染拡大防止対策の確認に努めてください。

新型コロナウイルス感染拡大防止対策チェックリスト 【業務委託】

新型コロナウイルス感染拡大防止対策を徹底するため、このチェックリストを参考に、業務における「三つの密」の回避等に向けた取組を受発注者で協議していただき、業務計画書に反映させて、確実に実施されるようお願いします。

1 共通	対策の有無	
・ 消毒液の使用やうがい、石鹼による手洗い励行	有	無
・ 体温測定等による健康管理	有	無
・ 作業・打合せ時のマスク着用	有	無
2 出社等における取組	対策の有無	
・ 在宅勤務・テレワークの実施	有	無
・ 時差出勤、退社時間の調整	有	無
・ 業務時の配列間隔の確保 (作業員間の一定距離の確保 (2 m程度))	有	無
・ 対人間隔が確保困難な場合等の出社人数の縮小等	有	無
・ 出社時の体温測定等	有	無
3 会議室等での作業・打合せに関する取組	対策の有無	
・ 作業・打合せ時の対人間隔の確保や窓等の開放による換気	有	無
・ Web (TV) 会議やメール・電話による対面の打合せ等の削減	有	無
・ 対面で打合せ等を行う場合には十分な対面距離を確保 (対面距離を2.0m以上空ける、3人掛けの机を2人掛けで利用する 対面とならないよう座席を配置する など)	有	無
・ 時間差による打合せの分散化や、打合せ時間の短縮・人数の縮小	有	無
・ 説明のポイントを絞った打合せによる時間短縮、伝達事項が明確な資料の活用	有	無
・ 会議室等のこまめな消毒の実施	有	無

新型コロナウイルス感染拡大防止対策チェックリスト 【業務委託】

4 食事・休憩時における取組	対策の有無	
・休憩室等の窓・ドア等の常時開放や定期的な換気の励行	有	無
・休憩時間の分散化 (時間差による休憩室や更衣室等の利用、班別の休憩取得の励行など)	有	無
・更衣室や休憩室等での一定の対人距離の確保	有	無
・簡易なパーティション(アクリル板等)による密接の防止	有	無
・手洗い時のタオルの撤去(ペーパータオルの利用等)	有	無
5 作業や移動時の取組	対策の有無	
・作業員の配置のブロック分けによる密接した作業の回避	有	無
・密室・密閉空間での換気や送風機等の使用の励行	有	無
・車両での移動時の同乗・相乗りを避け個別の移動を励行 (現場へ移動するための車両数を増やす等)	有	無
・会社と自宅の直行直帰の推奨	有	無
・業務機器や車両等の操作前の消毒等の徹底 (業務機器等を消毒する、車両運転時にゴム手袋を着用する等)	有	無
・都道府県をまたいだ移動が生じる場合は、まん延防止の対策・健康管理を徹底	有	無
6 その他	対策の有無	
・その他 ()	有	無
・その他 ()	有	無
・その他 ()	有	無

※受注者で自由にチェックリストを加工していただき、感染拡大防止対策の確認に努めてください。

消毒液の使用やうがい、石鹸による手洗い励行、体温測定等による健康管理と作業・打合せ時のマスク着用等、政府の対処方針を踏まえた対策の徹底とともに、建設現場の「三つの密」の回避等に向けて現場では様々な取組・工夫が実践

「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」(令和2年5月14日変更)

朝礼・KY活動における取組事例

危険予知活動

朝礼時の配列間隔の確保 (作業員間の一定距離の確保(2m程度))

対人間隔が確保困難な場合等の朝礼の参加人数の縮小等
(参加者を職長のみとし、朝礼後にグループ別に伝達事項等を共有する等)

伝達事項等に即した朝礼等の時間短縮や内容の効率化
(説明のポイントを絞った時間短縮、伝達事項が明確な資料の活用等)

肩もみ等の接触を伴う活動の省略

マスクの入手が困難な場合の指差し呼称の省略
(指差し呼称する場合には十分な距離を確保する)

朝礼時の体温測定等 (非接触体温計の活用等)

テレビ通話ツール等による現場・事務所間の遠隔開催 等



作業員間の一定距離の確保



サーモグラフィーカメラによる体温計測



現場



事務所

現場と事務所間で中継用機器を使用して遠隔開催

現場事務所等での業務・打合せに関する取組事例

事務作業時の対人間隔の確保や窓等の開放による換気

Web(TV)会議やメール・電話による対面の打合せ等の削減

対面で打合せ等を行う場合には十分な対面距離を確保

(例) 対面距離を2.0m以上空ける、3人掛けの机を2人掛けで利用する、対面とならないよう座席を配置する など

時間差による打合せの分散化や、打合せ時間の短縮・人数の縮小

現場事務所等での空気清浄機の使用 等



現場事務所での対人間隔の確保と換気



打合せ時の十分な対面距離の確保



Web会議による打合せ



空気清浄機を設置

食事・休憩時における取組事例

休憩室等の窓・ドア等の常時開放や定期的な換気の励行

車中における食事・休憩の励行、休憩時間の分散化
(時間差による休憩室や更衣室等の利用、班別の休憩取得の励行など)

更衣室や休憩室等での一定の対人距離の確保

簡易なパーティション(アクリル板等)による密接の防止

手洗い時のタオルの撤去(ペーパータオルの利用等) 等



休憩室の窓の常時開放



時間差による休憩時間の分散化



パーティションで密接を防止



屋外で対人距離を確保して休憩

現場作業や移動時の取組事例

作業員の配置のブロック分けによる密接した作業の回避

車両での移動時の同乗・相乗りを避け個別の移動を励行
(現場へ移動するための車両数を増やす、近隣に借地し駐車スペースを確保する等)

現場と自宅の直行直帰の推奨

重機や車両等の操作前の消毒等の徹底

(ハンドルや操作レバー等を消毒する、車両運転時にゴム手袋を着用する等)

密室・密閉空間での換気や送風機等の使用の励行

(室内作業や型枠組立、内装工事など) 等



ハンドルやレバー等のアルコール消毒の徹底



作業員の配置をブロック分けし密接した作業を回避

内装工事等、室内の現場における取組等

内装仕上げや設備工事等の室内の作業では、工事エリアごとに区画を設定して作業

狭い場所や居室での作業は、広さ等に応じて入室人数を制限して実施

(入口に掲示等を行い周知、室内は窓を開けて換気)

大部屋での作業等においても、あらかじめ工程調整等を行ってフロア別に人数を制限

(また、職種別に作業日を分散して、1日の現場入場人数を制限)

室内には換気装置を設置し、換気を実施

工程管理や内装仕上げの確認・是正にWebカメラや通信端末等を利用し、遠隔で実施

(データの共有、相互確認が可能)

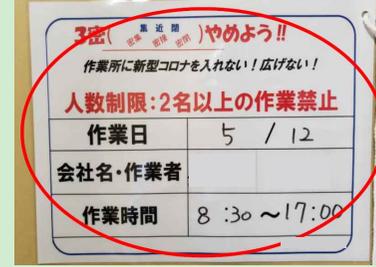
作業用エレベーターは3密の回避のため使用のルール化

(定員制限やポスター掲示による周知徹底、乗降時や階数ボタン等の消毒の徹底)

等



工事エリアの区画を設定して作業



作業場所の広さ等に応じ作業所の人数を制限(居室等への入室制限)



窓を開けて換気



大部屋での作業も、フロア別に工程分けや人数を制限し実施



工程を分けて少人数で作業



集塵機を設置し室内の換気を実施



Webカメラを利用した遠隔検査



通信端末で内装仕上げの確認・是正



【掲示例】



作業用エレベーターの使用のルール化 (定員を1~3名程度に限定、ポスター掲示)



EVの操作盤等の消毒を徹底

オリジナルのポスターやロゴ、看板による意識向上

現場や事務所にオリジナルのポスターやロゴ、看板を設置し、「三つの密」回避等の意識向上と作業姿勢の定着を図る

【コロナ感染防止十則】	
1	出勤前の検温実施
2	率先しよう時差出勤
3	マスクは正しく要着用
4	休憩前のうがいと手洗い
5	扉をあけて部屋換気
6	詰所はみんなで清潔に
7	適正距離で行動し
8	不要な外出控えよう
9	日々の体調管理しっかりと
10	怪しい時はすぐ報告

(((感染症防止 5)))

- ・ 手洗い うがい 確実に！
- ・ 十分とろう 睡眠は！
- ・ 毎朝検温 忘れずに！
- ・ 人混み避けよう！マスクせよ！
- ・ 必ず換気 休憩所！



新型コロナウイルス対策
作業前「手のアルコール消毒」「うがい」「咳エチケット」「マスクの着用」を徹底しよう。

新型コロナウイルス対策
「密閉空間」「密集場所」「密接場面」の3つの密を避けよう！



【建設現場『三つの密』の回避等】 現場事務所等での業務・打合せに関する取組・工夫の例



現場事務所での事務作業時は対人間隔を確保。窓等もなるべく開放して換気

シートで区切り机前の飛沫防止。段ボールも有効活用



Web(TV)会議やメール・電話を活用して、対面での打合せ等はできるだけ削減



対面で打合せ等を行わざるを得ない場合には、人数を縮小し、対面距離を確保して実施。窓を開けるなど換気し、なるべく短時間で終える

サーキュレーターや
空気清浄機を設置

その他

・ 毎日の工事打ち合わせを V-CUBE で実施 ・ 発注者との週間工程打ち合わせを Zoom で実施 ・ 立会が必要な場面において FaceTime を活用 等

上記は報告のあった事例であり、活用するツール等については各自で適切に検討をお願いいたします

【建設現場『三つの密』の回避等】 食事・休憩時における取組・工夫の例



休憩所や喫煙所は大人数での使用を避け、休憩や昼食時間はなるべく時差で取得。座席の配席を工夫し、密接にならないよう留意



喫煙スペースも仕切りを設置して間隔を確保

施工中の空きスペースを
オープンエアの休憩所として利用

昼食時はお互い距離をとって食事



(当該事例)
午前休憩: A班 09:45~10:15, B班 10:15~10:45
昼休憩: A班 11:30~12:30, B班 12:30~13:30
午後休憩: A班 14:45~15:15, B班 15:15~15:45

詰所における時差休憩の導入



食堂はバイキングから個別配膳に変更、
人数も使用予定表を掲示して制限

18:30	A班	C班	B班	D班
19:00	E班	G班	F班	H班
19:30	I班	K班	J班	
	A班	B班	C班	D班
	E班	F班	G班	H班
	I班	J班	K班	

使用人員: 4名以下
人数時: 手洗消毒実施



手洗い場所はタオルを撤去、
ペーパータオルを使用

その他の例として、トンネルやダムなど、宿泊施設のある現場について、入浴施設に別々に入浴できるよう、一人用湯舟を4個設置
・宿泊施設の食堂で、朝昼晩の食事でも密接にならないよう、食堂に『取り決め表』を掲示 等

【建設現場『三つの密』の回避等】 現場作業や移動時の取組・工夫の例



現場移動では同乗を避けて
個人で移動



重機のレバーはこまめに消毒



作業場所は定期的に換気する



作業時なるべく離隔を確保



現場の手洗い場所の増設



作業時のマスク着用



現場パトロール状況

携帯webカメラで撮影した
現場状況がテレワーク
実施者のPCへ表示



作業場所での手洗い励行



携帯Webカメラ着用状況



テレワークでの現場確認状況

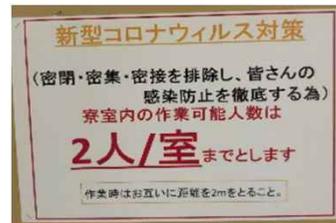
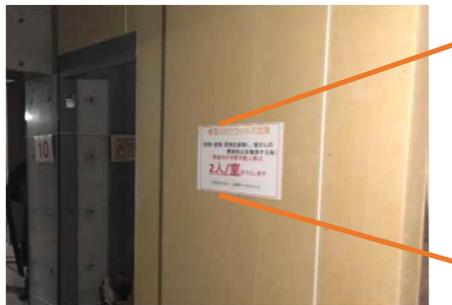
テレワーク中の担当者でも、自宅でPC等で確認・指示・注意を行うことができ、テレワークの活用と現場における対人接触の低減に資する

【建設現場『三つの密』の回避等】 内装工事等における取組・工夫の例

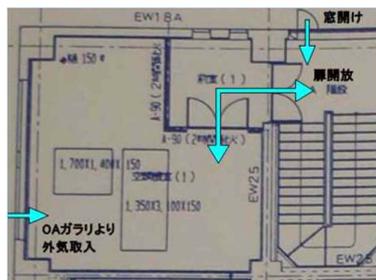


2020年4月10日
内装工事におけるコロナ感染防止対策ルール

- 作業は1部屋につき1人ずつ!
- 作業員同士の間隔2m以上!
- 脚立・伸馬等の使用後はスプレーで除菌する!
- 工具の貸し借りの際はスプレーで除菌する!
- 仮設ELV使用後は操作盤等をスプレーで除菌する!
- むやみやたらに周囲を触らないこと!



内装工事等、住戸内・密室内の作業では人数を制限し、ポスター等の掲示で周知。作業を少人数で分担するため、工程を調整して作業員数を削減



室内の作業現場では、扉・窓の開放によって作業エリアを自然換気。必要に応じ扇風機も併用

換気設備の活用



送風機を稼働し、埃を外部へ排出



空気清浄機の使用



天井裏の作業は換気が難しいため、空間除菌剤を設置



こまめに粉塵等を処理



こまめに粉塵等を処理

【建設現場『三つの密』の回避等】

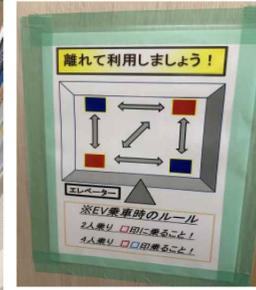
室内におけるその他の取組・工夫の例



工事用エレベーターの定員を限定、ポスターを掲示



エレベーターにおける人数制限、乗車位置を設定



現場内の昇降機を荷物専用として運用



廊下通行も並列歩行を回避



フェイスガードを装着 (打ち合わせ時にも装着)



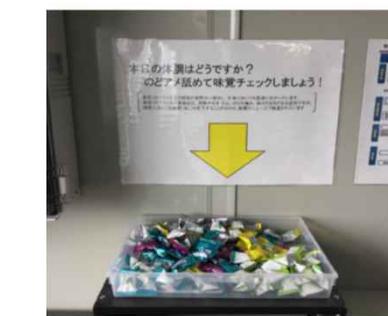
チャットツール

The diagram shows two workers in hard hats. One is holding a tablet and the other is holding a clipboard. Arrows indicate "遠隔指示" (remote instruction) and "遠隔報告" (remote report). Below them is a building icon labeled "事務所" (office). Text below the diagram says "当該事例では「LINE WORKS」を活用".

チャットツールを導入し、遠隔指示を通じて作業ができる環境を整備



現場等の入口にサーモグラフィ等を設置し、体温を測定



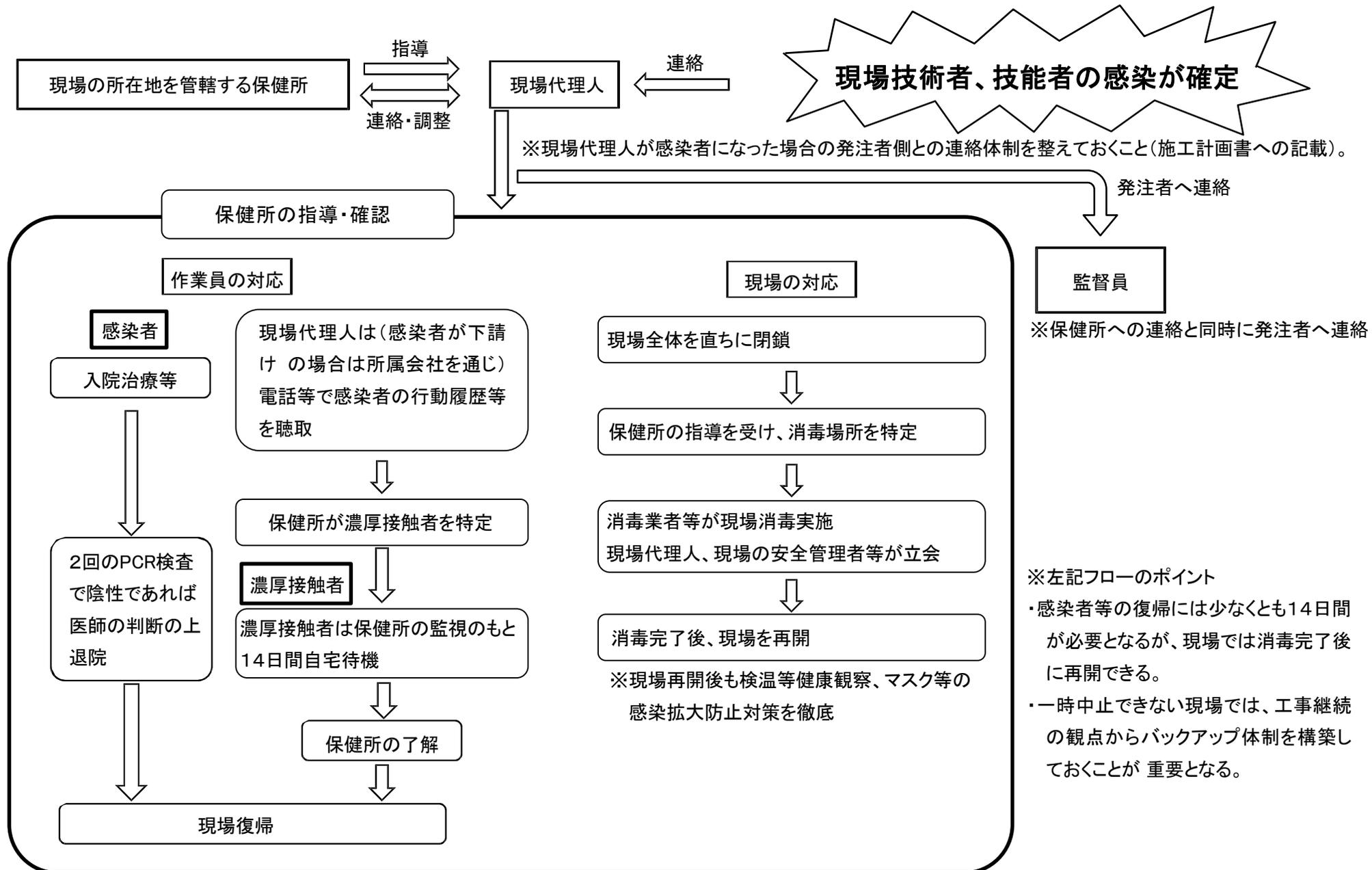
のど飴の設置(味覚異常の確認)



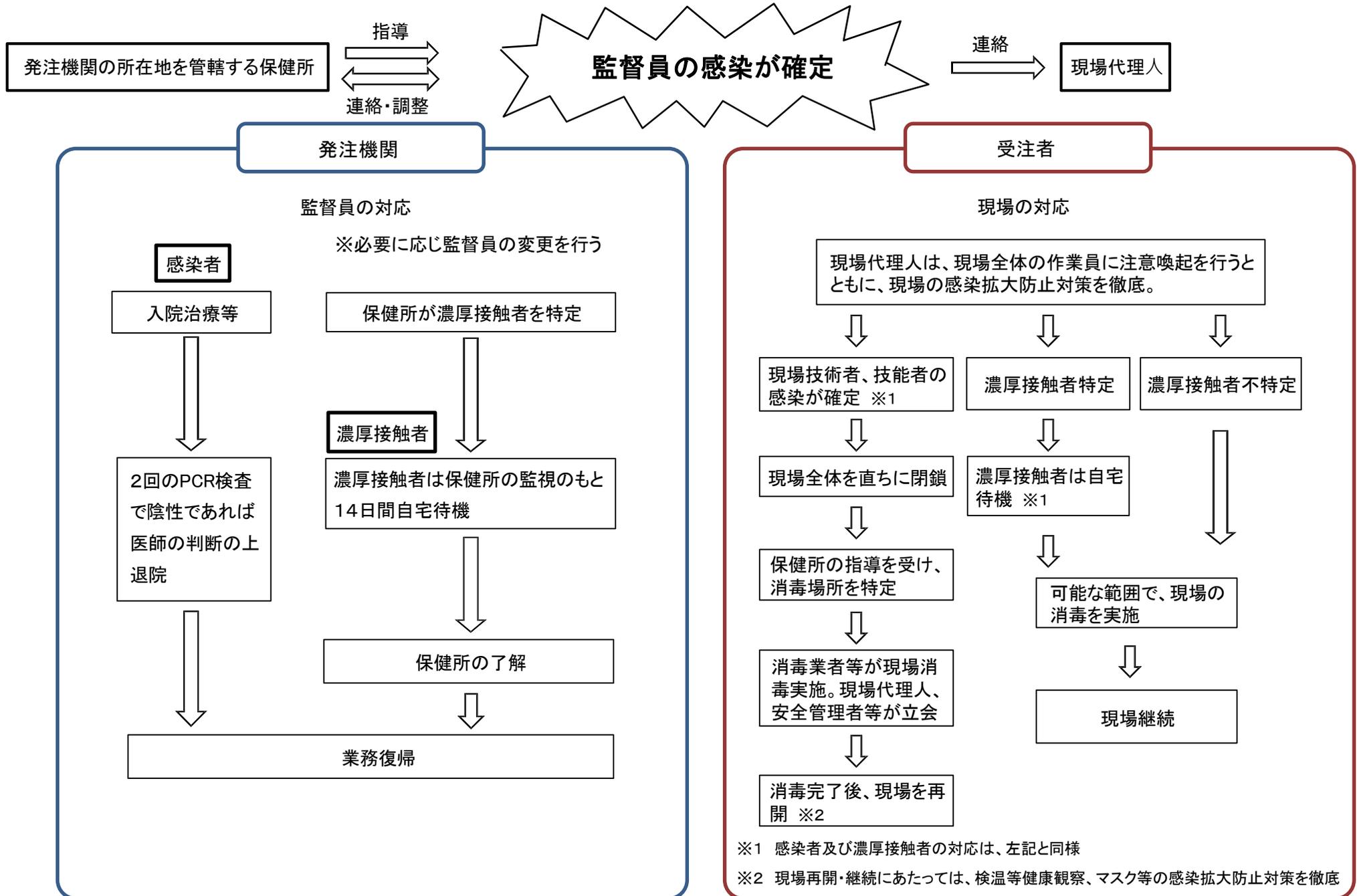
当該事例では「ポケトーク」を活用

携帯型音声通訳デバイスを用いた外国人労働者への注意喚起

① 工事現場内で新型コロナウイルス感染者が発生した際の対応



② 発注機関で新型コロナウイルス感染者が発生した際の対応



【資料7】

県土第03-209号
令和2年3月4日

各発注機関の長 様

三重県県土整備部長
(三重県公共事業総合推進本部副本部長)

新型コロナウイルス感染症対策による学校等の臨時休業に伴う監理技術者等の
取扱いについて (送付)

このことについて、令和2年2月28日付け国土建第482号により国土交通省土地・
建設産業局建設業課長から、別添のとおり通知がありましたので、本県においても国土交
通省の通知文書に準ずるものとします。

なお、県内各市町及び建設業団体には当方より送付していることを申し添えます。

事務担当：建設業課 入札制度班
電 話：059-224-2723

国土建第482号
令和2年2月28日

都道府県及び政令指定都市主管部局長 殿

国土交通省土地・建設産業局建設業課長

新型コロナウイルス感染症対策による学校等の臨時休業に伴う
建設業法上の取扱いの明確化について

現在、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止について、感染の流行を早期に終息させるための極めて重要な時期にあり、令和2年2月27日の新型コロナウイルス感染対策本部において、内閣総理大臣より、全国全ての小学校、中学校、高等学校、特別支援学校について、令和2年3月2日から臨時休業を行うよう要請する旨の発言があったところです。

このことを踏まえ、建設業法上の取扱いについて明確化しましたのでお知らせします。

なお、学校の臨時休業などの感染拡大防止措置に伴って技術者等が確保できないといった事情により、現場の施工を継続することが困難と認められる場合においては、必要に応じ、「施工中の工事における新型コロナウイルス感染症の罹患に伴う対応について」(令和2年2月25日付け国土入企第52号)の趣旨を踏まえ、工期の見直しや一時中止の措置を適切に講じるようお願いいたします。

貴職におかれましては、建設業者に対して適切に指導するとともに、貴管内の公共工事発注機関等の関係行政機関及び建設業団体に対しても速やかに関係事項を周知していただくようお願い致します。

記

・主任技術者又は監理技術者の「専任」の明確化について

監理技術者等の「専任」については、「主任技術者又は監理技術者の「専任」の明確化について(平成30年12月3日付け国土建第309号)」により、その取扱い等を明確化したところであるが、新型コロナウイルス感染症対策のため、全国全ての小学校、中学校、高等学校、特別支援学校について、令和2年3月2日から臨時休業を行うよう要請されたことを受け、臨時休業に伴う育児のため、監理技術者等が短期間工事現場を離れることについては、適切な施工ができる体制を確保する(例えば、必要な資格を有する代理の技術者を配置する、工事の品質確保等に支障の無い範囲内において、連絡を取りうる体制及び必要に応じて現場に戻りうる体制を確保する等)とともに、その体制について、元請の監理技術者等の場合は発注者、下請の主任技術者の場合は元請又は上位の下請の了解を得ていることを前提として、差し支えない。

・監理技術者等の途中交代について

監理技術者制度運用マニュアルにおいて、監理技術者等の工期途中での交代は、当該工事における入札・契約手続きの公平性の確保を踏まえた上で、慎重かつ必要最小限とする必要があり、これが認められる場合としては、監理技術者等の死亡、傷病、出産、育児、介護または退職等の真にやむを得ない場合等とされているが、新型コロナウイルス感染症対策のため、全国全ての小学校、中学校、高等学校、特別支援学校について、令和2年3月2日から臨時休業を行うよう要請されたことを受け、臨時休業に伴う育児のため、監理技術者等が職務を継続できない場合や工期及び工事内容に大幅な変更が発生した場合等も真にやむを得ない場合に含むものとする。

・恒常的な雇用関係の取扱いについて

監理技術者制度運用マニュアルにおいて、国、地方公共団体等が発注する建設工事で発注者から直接請け負う建設業者の専任の監理技術者等については、所属建設業者から入札の申込のあった日以前に3ヶ月以上の雇用関係にあることが必要とされているが、新型コロナウイルス感染症対策のため、全国全ての小学校、中学校、高等学校、特別支援学校について、令和2年3月2日から臨時休業を行うよう要請されたことを受け、臨時休業に伴う育児のため、当該建設業者に要件を満たす技術者がいない場合など、緊急の必要その他やむを得ない事情がある場合については、3ヶ月未満の雇用関係であっても差し支えないこととする。

以上

【資料8】

県土第 26-34号
令和 2年 3月 5日

各発注機関所属長 様

三重県県土整備部長
(三重県公共事業総合推進本部副本部長)

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた工事及び業務の
入札等の手続の対応について（通知）

このことについて、令和2年3月2日付け事務連絡により国土交通省土地・建設産業局建設業課入札制度企画指導室長から、別添のとおり通知があり、本県においても新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に万全を期す観点から、工事及び測量・設計業務（以下「工事等」という。）の入札等の手続については、下記のとおり対応することとします。

記

1 総合評価方式におけるヒアリングの実施について

ヒアリングを3月15日までに実施する予定案件については、以下の対応を取るものとする。

- ① 可能であれば、3月16日以降にヒアリングを延期する。
- ② 3月15日までにヒアリングを実施する場合は、電話やWEBによるテレビ会議システム等を活用する。
- ③ やむを得ず3月15日までに対面でヒアリングを実施する場合は、感染予防の対策を徹底するとともに、ヒアリングに出席した全員の氏名を確実に記録（様式自由）に残す。

2 今後公告する全ての工事等について

工事等の競争入札参加資格条件や総合評価方式の評価項目として設定している工事（業務）実績、手持工事（業務）件数について、「令和2年3月3日付け県土第28-114号の通知」により一時中止措置等を行った案件については、当分の間、次表のとおり取扱うこととする。

工事等の一時中止を行ったことにより完成が延期される場合について、変更前の工期を完成日として、右欄の項目について評価する	競争入札参加資格条件における企業の工事实績
	競争入札参加資格条件における配置予定技術者の工事实績
	配置予定技術者の兼務制限における手持業務数
	総合評価方式における企業の工事实績
	総合評価方式における配置予定技術者の工事实績
	総合評価方式（特別簡易型）における手持工事件数
	総合評価方式における企業の業務実績
	総合評価方式における技術者の業務実績
	総合評価方式における技術者の手持業務件数

3 入札参加者への周知

別紙（工事版、業務版）を入札情報サービスへ添付すること。

4 適用

本通知日以降適用する。

事務担当

県土整備部 公共事業運営課 総合評価班

TEL 059-224-2696

建設業課 入札制度班

TEL 059-224-2723

三重県発注の建設工事の入札に参加される皆様へ

お 知 ら せ

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた対応により、三重県が発注した工事の一時中止又は工期の延長を行った案件については、下記のとおり取り扱うこととします。

記

1 企業の工事实績及び手持工事件数について

工事の一時中止又は工期の延長を行ったことにより完成が延期される場合について、変更前の工期を完成日として、下表の項目について評価します。

競争入札参加資格条件における「企業の工事实績」
競争入札参加資格条件における「配置予定技術者の工事实績」
競争入札参加資格条件における「非専任での配置予定技術者の兼務制限」
総合評価方式における「企業の工事实績」
総合評価方式における「配置予定技術者の工事实績」
総合評価方式（特別簡易型）における「手持工事件数」

2 問い合わせ先

【入札等の手続に関すること】

三重県 県土整備部 建設業課 入札制度班
電話 059-224-2723

【総合評価方式に関すること】

三重県 県土整備部 公共事業運営課 総合評価班
電話 059-224-2696

三重県発注の業務委託の入札に参加される皆様へ

お知らせ

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた対応により、三重県が発注した業務の一時中止又は工期の延長を行った案件については、下記のとおり取り扱うこととします。

記

1 企業の業務実績及び技術者の手持業務件数について

業務の一時中止又は工期の延長を行ったことにより完成が延期される場合について、変更前の工期を完成日として、下表の項目について評価します。

配置予定技術者の兼務制限における「手持業務数」
総合評価方式における「企業の業務実績」
総合評価方式における「技術者の業務実績」
総合評価方式における「技術者の手持業務件数」

2 問い合わせ先

【入札等の手続に関すること】

三重県 県土整備部 建設業課 入札制度班
電話 059-224-2723

【総合評価方式に関すること】

三重県 県土整備部 公共事業運営課 総合評価班
電話 059-224-2696

【資料9】

県土第03-226号
令和2年3月19日

各発注機関の長 様

三重県県土整備部長
(三重県公共事業総合推進本部副本部長)

工事請負契約における中間前金払に係る認定の迅速かつ円滑な実施について (送付)

新型コロナウイルス感染症の拡大防止措置等に伴う一時中止の対応等については、令和2年3月3日付け県土第28-114号により、適切な対応をお願いしているところです。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に伴う工事の一時中止措置等に伴い、建設企業の資金繰りに支障が生じることのないよう、受注者である建設企業の意向も踏まえ、別添「工事請負契約における中間前金払に関する取扱い」第6認定方法に基づき、できる限り速やかに前金払を行うなど、中間前金払の迅速かつ円滑な実施に努めるようお願いいたします。

事務担当：建設業課 入札制度班
電話：059-224-2723

工事請負契約における中間前払金に関する取扱い

第1 趣旨

この取扱いは、三重県、三重県教育委員会、三重県警察本部が発注する建設工事（以下「工事」という。）における、三重県建設工事執行規則（昭和39年三重県規則第16号、以下「執行規則」という。）第9条第2項に基づく中間前払金に関する取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

第2 対象工事

中間前払金の対象となる工事は、請負代金額が1件100万円以上の工事で、既に前払金の請求を行ったものとする。

第3 対象となる経費の範囲

中間前払金の対象となる経費の範囲は、当該工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（当該工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費とする。

第4 割合

中間前払金の割合は、請負代金額の10分の2（債務負担行為に係る契約にあつては、当該年度の出来高予定額の10分の2）以内とする。ただし、中間前払金を支出した後の前払金の合計額が請負代金額の10分の6（債務負担行為に係る契約にあつては、当該年度の出来高予定額の10分の6）を越えてはならないものとする。

第5 要件

次の（1）～（3）の要件をすべて満たす場合に、中間前払金を請求できるものとする。

なお、工期及び請負代金額に変更があった場合の要件の適用については、中間前払金認定請求時点の工期及び請負代金額によるものとする。

- （1） 工期の2分の1（債務負担行為に係る契約にあつては、当該年度の工事実施期間の2分の1）を経過していること。
- （2） 工程表により工期の2分の1（債務負担行為に係る契約にあつては、当該年度の工事実施期間の2分の1）を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。
- （3） 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が請負代金額の2分の1（債務負担行為に係る契約分にあつては、当該年度の出来高予定額の2分の1）以上の額に相当するものであること。

第6 認定方法

- 1 当該工事を担当する発注機関の長は、受注者から中間前払金認定請求書（三重県建設工事執行規則の施行に関し必要な書類の様式を定める要綱（以下「要綱」という。）第39号様式）の提出があったときは、第5の要件のすべてを満たしているかどうかを調査するものとする。

なお、要件の認定にあたり、工事現場等に搬入された検査済の材料等があるときは、その額を認定対象とする出来高に加算することができるものとする。

- 2 前項の調査は、当該工事の監督員（以下「認定者」という。）が行うこととし、認定者は、

要件を三重県公共工事共通仕様書第11号様式の工事履行状況報告書により確認できるものとする。

- 3 認定者は、調査の結果、第5の要件のすべてを満たしていると認めるときは、中間前払金認定調書（要綱第40号様式）を2部作成し、1部を受注者に交付し、1部を受注者の提出する前金支払請求書（要綱第26号様式）に添えて保管するものとする。
- 4 中間前払金の認定は、認定の請求を受けた日から原則として7日以内（三重県の休日を用いる条例（平成元年三月二十九日三重県条例第2号）第1条に規定する県の休日を除く。）に行うものとする。ただし、受注者からの提出書類に不備等があった場合、その他特別の事情があるときは、この限りではない。

第7 中間前払金の支払

中間前払金の認定を受けた受注者が中間前払金の支払いを請求しようとする場合は、保証事業会社と中間前払金に関し、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第5項に規定する保証契約を締結し、その保証証書を発注者に寄託するとともに、前金支払請求書を発注者に提出するものとする。

- 2 発注者は、前項の請求を受けた日から14日以内に中間前払金を支払わなければならない。

第8 中間前金払と部分払の選択

中間前金払と部分払は選択制とし、契約締結時に受注者が選択するものとする。

なお、契約時に中間前金払を選択した場合であっても、債務負担行為に係る工事における各年度の出来高予定額（最終年度に係るものを除く。）に係る当該年度末の出来高に対する部分払をすることができるものとする。

（平成28年4月1日改正）